

岩手県告示第765号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により開発許可があったものとみなされる次の開発行為に関する工事が完了した。

平成27年9月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 工区に含まれる地域の名称 第2工区 陸前高田市高田町字中田61番
- 2 開発許可があったものとみなされる者の住所及び名称 盛岡市内丸10番1号 岩手県